

地域共生社会の実現をめざして

第4次 富山市障害者計画 第6期 富山市障害福祉計画 第2期 富山市障害児福祉計画

富山市は、平成 27 年 3 月に障害者基本法に基づく「第 3 次富山市障害者計画」を策定し、障害者の福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成 30 年 3 月には、障害者総合支援法に基づく「第 5 期富山市障害福祉計画」や、児童福祉法の一部を改正する法律を踏まえた「第 1 期富山市障害児福祉計画」を策定し、障害者と障害児に対する障害福祉サービスの提供体制の確保や相談支援をはじめ、地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきました。

これらの計画は、令和 2 年度までの計画期間であることから、新たな国の制度や指針に基づき、「第 4 次富山市障害者計画」及び「第 6 期富山市障害福祉計画・第 2 期富山市障害児福祉計画」を策定します。

令和3年3月

富山市

Ⅰ 計画の概要と基本理念

1 計画の法的根拠

「第4次富山市障害者計画」は、障害者基本法の第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的な事項を定める計画です。

「第6期富山市障害福祉計画」は、障害者総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。また、

「第2期富山市障害児福祉計画」は、児童福祉法の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

2 計画の性格

「第4次富山市障害者計画」は、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための諸施策を規定する総合的な計画です。

また、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」は、成果目標及び障害福祉（障害児福祉）サービス並びに地域生活支援事業の具体的なサービス見込量等を設定するものであり、「第4次富山市障害者計画」の**基本施策3**「生活の質の向上に向けて」の実施計画という性格を有しています。

3 計画の基本理念

富山市では、障害のある人もない人も、誰もが社会を構成する一員として自立し社会参加できるよう、障害のある人への理解促進の取組や、障害福祉サービスをはじめとした必要な支援の提供を行っています。また、障害のある人の自己決定を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、在宅生活の支援体制の整備を行っています。さらに、障害のある人の意思疎通や情報の入手及び利用に関する支援を行うことにより、障害のある人の社会参加の機会の拡大を図っています。これらの取組により、障害の有無に関わらず、誰もが支え合い共に生きる社会の実現をめざします。

基本理念

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える**地域**共生社会の実現をめざして

4 計画の期間

「第4次富山市障害者計画」の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、「第6期富山市障害福祉計画」及び「第2期富山市障害児福祉計画」の期間は、国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

II 現行施策からの課題整理

課題1 地域共生社会の実現に向けた支援

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会を実現するために、障害のある人に対する理解促進、差別解消を図ることが課題となっています。また、成年後見制度の周知・普及等により、障害のある人の権利擁護を推進する必要があります。

課題2 相談支援体制の充実

障害のある人が支援を必要とする分野は多岐にわたり、障害のある人を取り巻く環境は多様化・複雑化していることから、ニーズを的確に把握できる総合的・専門的な相談支援体制の充実、そして必要な支援を提供するための連携体制の整備が必要です。また、障害のある人が身近な場所で相談できる体制の充実や、相談窓口に関する情報の周知が求められています。

課題3 地域生活の基盤整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅で生活するための支援体制を充実させる必要があります。また、グループホームの整備や外出支援サービスの提供体制の充実が求められています。

課題4 就労支援の推進

障害のある人のうち就業者の割合は減少しており、障害のある人が安定して働くためには、職場における障害特性に対する理解や配慮の促進、支援者によるサポートの充実が求められています。ジョブコーチ制度の活用や障害のある人を雇用する事業者への支援等により、障害のある人が安心して働くことができる環境を整備する必要があります。

課題5 障害福祉サービス・各種助成制度の充実

障害のある人が暮らしやすくなるためには、障害福祉サービスや各種助成制度の拡充、サービス事業者の提供体制の整備が課題となっています。また、サービスに関する情報が必要な人に届くよう情報提供体制を整備するとともに、サービス利用時の手続きの利便性を確保することが求められています。

課題6 障害特性に合わせた災害対策の強化

地震や火災、水害が発生した際に障害のある人が速やかに避難できるよう避難体制の整備や防災知識の普及が必要となっています。また、避難先で安心して過ごすことができるよう、障害特性に合わせた福祉避難所の確保が求められています。

新型コロナウイルス等の感染症については、必要な情報を障害のある人及び障害福祉サービス提供事業所に速やかに周知し、感染拡大の防止や生活支援の継続に努める必要があります。

課題7 障害児支援体制の充実

個々の能力や特性に応じたきめ細やかな支援や、発達段階に応じた切れ目のない支援を行うことが求められています。相談支援事業所、医療機関、保育所や学校等が連携して支援を行うことができるよう、障害児支援体制をより一層充実させる必要があります。

Ⅲ 第4次障害者計画の施策展開

基本施策1 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会を実現するためには、障害に対する理解の促進が不可欠ですが、障害に対する理解は未だ十分には進んでおらず、差別や偏見がなくなっていない現状があります。また、成年後見制度の利用をはじめとする障害のある人の権利擁護の推進も課題となっています。

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するため、障害のある人への理解促進及び権利擁護の推進に努めていきます。

- 施策1 差別の解消（障害に対する理解促進／障害を理由とする差別の禁止／福祉教育の推進）
- 施策2 権利擁護の推進（権利擁護システムの構築／市民参加・政治参加）
- 施策3 虐待の防止
- 施策4 ボランティア活動（ボランティア意識の醸成／ボランティアの育成）

基本施策2 バリアフリー化の促進に向けて

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を実現するために、障害のある人が快適かつ安全に生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、障害のある人に配慮したまちづくり、防災・防犯対策の推進等を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進めることが求められています。障害のある人が情報の入手や意思疎通を円滑に行えるようにする「情報のバリアフリー化」が課題のひとつとなっており、情報提供の充実や意思疎通支援を担う人材の育成を推進する必要があります。

障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー化の促進に向けた施策に取り組みます。

- 施策1 情報提供（情報提供の充実／意思疎通手段の確保）
- 施策2 すべての人にやさしい街づくり（公共交通機関の整備／みちの整備／建築物の整備／公園、水辺空間等オープンスペースの整備）
- 施策3 住環境の整備（民間住宅への助成／市営住宅の改善等）
- 施策4 防災・防犯対策（在宅の障害のある人に対する防災対策／障害者施設における防災対策／防犯対策の推進）

基本施策3 生活の質の向上に向けて

障害のある人が支援を必要とする分野は多岐にわたり、また、障害のある人を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。その中で、障害のある人が自らの生活を自らの意思で選択・決定し、希望する生活を実現できるよう、総合的・専門的な相談支援体制の充実が求められてい

ます。また、よりよいサービスを安定的に提供していけるよう、研修の実施等を通じた人材の確保や養成も課題となっています。

障害のある人の生活の質を向上できるよう、関係機関同士の連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

施策1 相談支援体制（総合的な相談支援体制の充実）

施策2 生活支援サービス（在宅サービスの充実／生活の場の確保・充実／施設サービスの見直し／福祉用具等の利用促進／経済的支援）

施策3 推進基盤の整備（専門職の確保と養成／体制の整備と連携／切れ目のない一貫した支援）

基本施策4 保健・医療の充実に向けて

障害のある人が適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、障害の原因となる疾病等の予防や治療、障害の早期発見のために関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。特に、身体障害のある人や知的障害のある人に比べて支援の充実が遅れてきた精神障害のある人や難病患者等について、総合的かつ計画的に施策を推進します。

施策1 保健・医療（障害の予防と早期発見・早期治療の推進／健康管理・増進施策の充実／医療サービスの充実／リハビリテーションの充実／精神保健・医療施策の充実）

基本施策5 自立と社会参加の促進に向けて

障害のある子どもへの療育・教育では、個々の発達段階や能力に応じた支援を行うことが重要であり、早期からきめ細かな切れ目のない支援を提供する体制の整備が求められています。また、障害のある人が、自身の希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できるよう、雇用・就労における支援の一層の充実を図っていく必要があります。

障害のある人が自立し、希望する形で社会に参加できるよう、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション、文化に関わる施策を推進していきます。

施策1 療育・教育（療育・幼児教育の充実／学校教育の充実／社会教育の充実／特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備）

施策2 雇用・就労（一般就労の拡大と支援／福祉的就労の充実）

施策3 スポーツ・レクリエーション、文化（スポーツ・レクリエーションの振興／文化活動への参加促進／公共施設の有効利用）

IV 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の施策展開

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る基本方針」の見直し内容に基づき、成果目標の設定や障害（児）福祉サービス見込量を設定しました。

1 成果目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		数値
令和元年度末時点の入所者数(A)		436人
令和5年度末の入所者数見込		429人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数(B)	27人
	移行率(B/A) ※令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行	6.2%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数(C)	7人
	削減率(C/A) ※令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	1.6%

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数 1回/年
保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	【目標値】 保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数 各関係機関より多くの参加者を募る
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 1回/年以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	【目標値】 精神障害者の地域移行支援の利用者数 2人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	【目標値】 精神障害者の地域定着支援の利用者数 41人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	【目標値】 精神障害者の共同生活援助の利用者数 141人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	【目標値】 精神障害者の自立生活援助の利用者数 8人

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目		目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 令和5年度末時点の整備数 1 か所
	運用状況の検証・検討	【目標値】 令和5年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数 1 回/年

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目		数値
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	【基準値】 令和元年度における一般就労への移行者数 51 人
		【目標値】 令和5年度における一般就労への移行者数 65 人 ※令和5年度中に令和元年度実績の 1.27 倍以上
		1.27 倍
	就労移行支援事業	【基準値】 令和元年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 23 人
		【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 30 人 ※令和5年度中に令和元年度実績の 1.30 倍以上
		1.30 倍
	就労継続支援A型事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 18 人
		【目標値】 令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 23 人 ※令和5年度中に令和元年度実績の 1.26 倍以上
		1.28 倍
	就労継続支援B型事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 7 人
		【目標値】 令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 9 人 ※令和5年度中に令和元年度実績の 1.23 倍以上
		1.29 倍
就労定着支援事業の利用率	【基準値】 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 65 人	
	【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合 46 人 ※一般就労に移行する人のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用	
	70.8%	

項目		数値
就労定着支援事業所における就労定着率	【基準値】 令和5年度末の就労定着支援事業所数※	7事業所
	【目標値】 令和5年度末の就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者の割合)が8割以上になる就労定着支援事業所の割合 ※就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	5事業所 71.4%

※令和2年度現在4事業所であるが、毎年1事業所増を見込み7事業所とした。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

項目		数値等
総合的・専門的な相談支援※	【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施等の確保の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言※	【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	800件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援※	【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施※	【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回/年

<国の考え>

※「総合的・専門的な相談支援」とは、障害の種別に関わらず、基幹相談支援室や委託相談支援事業所が様々なニーズに対して各関係機関と連携して、ワンストップで対応できる相談支援の業務及び体制をいう。「訪問等による専門的な指導・助言」・「人材育成の支援」・「連携強化の取組の実施」については、基幹相談室が行う業務を念頭に置いたもの。

<数値の根拠>

※「訪問等による専門的な指導・助言件数」…令和元年度実績(786件)に基づくもの。

「人材育成の支援」…令和5年度までに全事業所(26事業所)を巡回することを目標に、毎年9件支援する。

「連携強化の取組の実施」…相談支援専門員交流会を毎年2回開催する。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目		数値等
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	【目標値】 富山県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や富山県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数※	担当課職員
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数※	有 1回
指導監査結果の関係自治体との共有	【目標値】 富山県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制の有無及びそれに基づく共有回数※	有 1回

※富山県が実施する障害福祉サービス研修には、「相談支援従事者養成研修」やサービス管理者責任者養成研修、「障害程度区分認定調査員研修」などがあり、担当課職員が積極的に参加していくもの。

※「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」と「指導監査結果の関係自治体との共有」については、県が行っている「事業所説明会」にて、各事業所や自治体へ国保連請求の審査内容や指導監査の結果などの報告を行うことを想定している。

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

項目		数値	
児童発達支援センターの整備*	令和元年度末時点の整備か所数	2か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数 ※令和5年度末までに少なくとも1か所以上整備	2か所	
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築*	令和元年度末時点の整備か所数	2か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数 ※令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	2か所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備*	令和元年度末時点の整備か所数	4か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数 ※令和5年度末までに少なくとも1か所以上整備	4か所以上	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備*	令和元年度末時点の整備か所数	5か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数 ※令和5年度末までに少なくとも1か所以上整備	5か所以上	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置*	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和元年度末時点の協議の場の数	1か所
		【目標値】 令和5年度末までの協議の場の数	1か所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和元年度末時点の配置数	1名
		【目標値】 令和5年度末までにニーズ等を勘案して必要となる配置数	1名以上

※令和2年度現在、「富山市恵光学園」と「富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター」の2か所がある。

※令和2年度現在、市内で主たる障害の種類が「重症心身障害児」の児童発達支援事業所は4か所、放課後等デイサービス事業所は5か所ある。

※医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として「医療的ケア児等支援懇話会」を開催している。医療的ケア児等のコーディネーターについては、県で開催している「医療的ケア児コーディネーター研修」を受講する。

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

単位: 利用者数(人/月)

サービス名	R3	R4	R5	サービス内容
① 居宅介護	302	308	314	障害のある人が居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
② 重度訪問介護・ 重度障害者等包括支援	18	19	20	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。 重度障害者等包括支援は、常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。
③ 同行援護	42	44	46	視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
④ 行動援護	31	37	43	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を要する人につき、行動する際の危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、その他必要な援助を行います。

(2) 日中活動系サービスの見込量

単位: 利用者数(人/月)

サービス名	R3	R4	R5	サービス内容	
① 生活介護	930	940	950	常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うものです。	
② 自立訓練	機能訓練	7	7	7	自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられます。
	生活訓練	42	43	44	
③ 就労移行支援	95	100	105	就労移行支援とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。利用期限は原則2年間となっています。	
④ 就労継続支援A型	550	555	560	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。	
⑤ 就労継続支援B型	870	900	930	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。	
⑥ 就労定着支援	40	50	60	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行うものです。	
⑦ 療養介護	93	93	93	医療を要する障害者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を医療機関併設の施設で受けるものです。	
⑧ 短期入所	120	125	130	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受けるものです。	

(3) 居住系サービスの見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	R3	R4	R5	サービス内容
① 自立生活援助	5	10	15	居宅において単身等で生活する障害者が、必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、情報の提供及び助言その他の必要な援助を受けるサービスです。
② 共同生活援助	364	378	392	共同生活を営むべき住居に入居している障害者が、主として夜間や休日において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を受けるサービスです。
③ 施設入所支援	432	430	429	施設に入所する障害者が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を受けるサービスです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

(4) 相談支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	R3	R4	R5	サービス内容
① 計画相談支援	950	970	990	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。
② 地域移行支援	2	3	4	入所している障害者または入院している精神障害者の地域生活に移行するための相談を行います。
③ 地域定着支援	44	46	48	居宅にて単身で生活する障害のある人が地域生活を継続していくための各種の支援を行います。

(5) 障害児通所支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	R3	R4	R5	サービス内容
① 児童発達支援	380	395	410	身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児や、地域の障害児、その家族に対して、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うものです。
② 医療型児童発達支援	2	2	2	児童発達支援及び治療を行うものです。市内には富山県リハビリテーション病院・こども支援センターがあります。
③ 放課後等デイサービス	760	820	880	学校に在学する障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。
④ 保育所等訪問支援 ※人/年	22	24	26	保育所等集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、支援を要すると認められた障害児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に対し、その居宅を訪問して発達支援を提供するものです。

(6) 障害児相談支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	R3	R4	R5	サービス内容
障害児相談支援	365	380	395	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始から一定期間ごとにモニタリング等の支援を行うものです。

地域生活支援事業

地域生活支援事業について、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域特性や利用者の状況に応じて効果的・効率的な事業の実施に努めます。

区分		事業名	
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	
		自発的活動支援事業	
		相談支援事業	障害者相談支援事業
			基幹相談支援センター等機能強化事業
			住宅入居等支援事業
		成年後見制度利用支援事業	
		成年後見制度法人後見支援事業	
		意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
			手話通訳者設置事業
		日常生活用具給付事業	
		手話奉仕員養成研修事業	
		移動支援事業	
		地域活動支援センター事業	
		障害児等療育支援事業	
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業		
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		
	任意事業	日常生活支援事業	訪問入浴サービス事業
			日中一時支援事業
			生活訓練等支援事業
			児童発達支援センター機能強化事業
		社会参加支援事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
			点字・声の広報等発行事業
			奉仕員養成研修事業
自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業			
地域生活支援促進事業		障害者虐待防止対策事業	